

令和4年第3回加須市議会定例会提出議案の概要

招集日 令和4年9月1日(木)

1 提出議案件数

専決関係	2 件	
予算関係	3 件	
条例関係	4 件	
事件関係	3 件	
決算関係	11 件	計 23 件

2 個別議案の概要

第63号議案 専決処分の承認を求めることについて

- (1) 趣 旨 令和4年6月3日の降ひょうにより、農作物に被害を受けた農業者を助成をするための補正予算を緊急に編成する必要が生じ、令和4年7月20日に令和4年度加須市一般会計補正予算(第3号)について専決処分を行ったこと。

(専決第9号 令和4年7月20日専決処分)

- (2) 件 名 令和4年度加須市一般会計補正予算(第3号)について

(3) 今回補正予算額 16,000千円

(4) 補正後予算額 39,544,299千円

- (5) 補正予算の主な内容

(歳入)

ア 県支出金 8,000千円

イ 繰越金 8,000千円

(歳出)

ア 農作物災害対策事業 16,000千円

第64号議案 専決処分の承認を求めることについて

- (1) 趣 旨 子ども等を感染から守るため、発熱等の有症状者に対し、迅速に抗原検査を実施できるよう、小中学校教職員等に抗原検査キットを配布するとともに、自宅療養者への食料品等の支援件数が急増していることから、配送業務の一部を委託し、円滑な支援を実施するための補正予算を緊急に編成する必要が生じ、令和4年8月10日に令和4年度加須市一般会計補正予算(第4号)について専決処分を行ったこと。

(専決第10号 令和4年8月10日専決処分)

- (2) 件 名 令和4年度加須市一般会計補正予算(第4号)について

(3) 今回補正予算額 21,727千円

(4) 補正後予算額 39,566,026千円

(5) 補正予算の主な内容

(歳入)

ア 国庫支出金 21,727千円

(歳出)

ア 新型コロナウイルス感染症予防対策事業 21,727千円

.....
第65号議案 令和4年度加須市一般会計補正予算(第5号)

(1) 今回補正予算額 1,491,285千円

(2) 補正後予算額 41,057,311千円

(3) 補正予算の主な内容

(歳入)

ア 地方譲与税 3,500千円

イ 国庫支出金 29,536千円

ウ 県支出金 10,480千円

エ 繰入金 87,772千円

オ 繰越金 1,359,589千円

カ 諸収入 408千円

(歳出)

ア 公共施設等再整備基金事業 1,000,000千円

イ 普通財産管理事業 50,216千円

ウ 収納事業 293千円

エ マイナンバーカード交付等事業 8,676千円

オ 障がい者相談管理事業 2,525千円

カ 介護保険事業特別会計繰出事業 1,380千円

キ 民間保育所助成事業 9,771千円

ク 公立放課後児童健全育成事業 2,421千円

ケ 民間放課後児童健全育成事業 16,020千円

コ 子育て世帯への臨時特別給付金(現金給付分)支給事業 23,635千円

サ 公立保育所管理運営事業 2,300千円

シ あすなろ園管理運営事業 64千円

ス 公立保育所障害児保育事業 1,084千円

セ 民間保育所等施設整備助成事業 4,717千円

ソ 経営安定・自給力向上事業 1,716千円

タ 幹線用排水路改修事業 102,560千円

チ 枝線用排水路改修事業 52,850千円

ツ ほ場等整備推進事業 2,480千円

テ 住宅改修等需要促進事業 5,500千円

ト 道路維持管理事業 95,500千円

ナ 自転車歩行者道整備事業 1,000千円

ニ	野中まちづくりプラン整備推進事業	7,903千円
ヌ	生活道路新設改良事業	27,000千円
ネ	生活道路側溝事業	21,700千円
ノ	幹線道路側溝事業	32,500千円
ハ	駅前広場維持管理事業	847千円
ヒ	公園整備事業	4,499千円
フ	雨水排水対策事業	500千円
ヘ	調整池維持管理事業（市街化区域）	11,220千円
ホ	公立幼稚園管理運営事業	408千円

.....

第66号議案 令和4年度加須市国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）

(1)	今回補正予算額	4,564千円
(2)	補正後予算額	104,064千円
(3)	補正予算の主な内容	
	（歳入）	
ア	繰越金	4,564千円
	（歳出）	
ア	一般管理事業	4,564千円

.....

第67号議案 令和4年度加須市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

(1)	今回補正予算額	372,807千円
(2)	補正後予算額	10,457,207千円
(3)	補正予算の主な内容	
	（歳入）	
ア	繰入金	1,380千円
イ	繰越金	371,427千円
	（歳出）	
ア	介護保険給付費準備基金事業	199,000千円
イ	償還金	173,807千円

.....

第68号議案 加須市議会議員又は加須市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 趣 旨 公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に係る公費負担の限度額を改定すること。
- (2) 内 容 ア 選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に係る公費負担の限度額について、次のとおり改めること。

区分		改正前	改正後
選挙運動用自動車 使用公営費	賃貸料 (1 日)	15,800 円	16,100 円
	燃料費 (1 日)	7,560 円	7,700 円
選挙運動用ビラ作成公営費 (1 枚)		7 円 51 銭	7 円 73 銭
選挙運動用ポスタ ー作成公営費	印刷費 (1 枚)	525 円 6 銭	541 円 31 銭
	企画費	310,500 円	316,250 円

イ 公布の日から施行すること。

ウ この条例の施行の日以後に告示される加須市議会議員又は加須市長の選挙について適用すること。

第 69 号議案 加須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(1) 趣 旨 地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を 65 歳まで段階的に引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入し、並びに 60 歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を設けるとともに、関係条例について所要の改正をすること。

- (2) 件 名
- ア 加須市職員の定年等に関する条例の一部改正 (第 1 条による改正)
 - イ 加須市一般職職員の給与に関する条例の一部改正 (第 2 条による改正)
 - ウ 加須市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正 (第 3 条による改正)
 - エ 加須市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正 (第 4 条による改正)
 - オ 加須市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正 (第 5 条による改正)
 - カ 加須市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正 (第 6 条による改正)
 - キ 加須市職員の再任用に関する条例の廃止 (第 7 条による廃止)

(3) 内 容 【第 1 条による改正】

ア 職員の定年を年齢 65 年に段階的に引き上げること。

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
定年	61		62		63		64		65	

イ アにかかわらず、加須市国民健康保険北川辺診療所の医師の定年を年齢 70 年とすること。

ウ 管理監督職勤務上限年齢制 (役職定年制) を導入するとともに、これに伴う職員の降任等について必要な事項を定めること。

エ 定年前再任用短時間勤務制を導入するとともに、定年が段階的に引き上げられる経過期間における暫定再任用制度を措置すること。

オ 任命権者は、当分の間、翌年度に年齢 60 年に達する職員に対し、当該職員に適用される任用及び給与に関する情報を提供するとともに、年齢 60 年に達した後の勤務の意思を確認するよう努めること。

カ 令和 5 年度に年齢 60 年に達する職員に対しては、地方公務員法の規

定により令和4年度中にオと同様の措置をとること。

キ 令和5年4月1日から施行すること。ただし、カについては、公布の日から施行すること。

ク その他この条例の施行に必要な経過措置を設けること。

【第2条による改正】

ア 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を次のとおりとすること。

$$\text{給料月額} = \text{基準給料月額} \times \frac{\text{当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間}}{\text{一般職職員の勤務時間}}$$

イ 定年が引き上げられた職員の60歳に達する年度の翌年度以降の給料月額について、当分の間、7割水準とする経過措置を設けること。

ウ その他規定の整備をすること。

エ 令和5年4月1日から施行すること。

オ その他この条例の施行に必要な経過措置を設けること。

【第3条による改正】

ア 公益的法人等へ派遣することができない職員として、管理監督職勤務上限年齢制の特例任用により異動期間を延長された職員を加えること。

イ その他規定の整備をすること。

ウ 令和5年4月1日から施行すること。

エ その他この条例の施行に必要な経過措置を設けること。

【第4条による改正】

ア 定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備をすること。

イ 令和5年4月1日から施行すること。

【第5条による改正】

ア 定年が引き上げられた職員の60歳に達する年度の翌年度以降の給料月額を当分の間7割水準とする措置を、地方公務員法に規定する職員の意に反する降給とみなすこととするとともに、当該措置を受ける職員に対し、当該措置により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うこととすること。

イ 令和5年4月1日から施行すること。

【第6条による改正】

ア 減給の額が現に受ける給料月額の10分の1に相当する額を超えるとときは、当該額を減ずるものとする。

イ 令和5年4月1日から施行すること。

【第7条による廃止】

ア 加須市職員の再任用に関する条例を廃止すること。

イ 令和5年4月1日から施行すること。

.....
第70号議案 加須市職員の育児休業等に関する条例及び加須市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(1) 趣 旨 人事院規則の一部改正を踏まえ、育児休業の取得回数制限の緩和に伴う措置及び非常勤職員の育児休業の取得要件緩和等の措置を講じ、並びに男性職員の育児参加のための休暇の対象期間を拡大するとともに、職員の定年引上げ制度の導入に伴う規定の整備をすること。

(2) 件 名 ア 加須市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第1条による改正）
 イ 加須市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正（第2条による改正）

(3) 内 容 【第1条による改正】

ア 育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員として、管理監督職勤務上限年齢制の特例任用により異動期間を延長された職員を加えること。

イ 非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合について、取得要件の一部を次のように改めること。

改正前	改正後
子が1歳6箇月に達する日までに非常勤職員の任期が満了することが明らかでないこと。	子の出生日から起算して8週間と6箇月を経過する日までに非常勤職員の任期が満了することが明らかでないこと。

ウ 非常勤職員の子が1歳以降の場合の育児休業について、当該非常勤職員が育児休業の期間の途中において配偶者と交替で取得することを可能とすること。

エ 再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情について、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削ること。

オ 職員の定年引上げ制度の導入に伴う規定の整備をすること。

カ その他規定の整備をすること。

キ 令和4年10月1日から施行すること。ただし、ア及びオについては、令和5年4月1日から施行すること。

ク その他この条例の施行に必要な経過措置を設けること。

【第2条による改正】

ア 育児参加のための休暇を取得できる期間を次のとおり改めること。

改正前	改正後
職員の妻の出産予定日の6週間前の日から出産の日後8週間を経過する日まで	職員の妻の出産予定日の6週間前の日から出産の日以後1年を経過する日まで

イ 職員の定年引上げ制度の導入に伴う規定の整備をすること。

ウ 令和4年10月1日から施行すること。ただし、イについては、令和5年4月1日から施行すること。

エ その他この条例の施行に必要な経過措置を設けること。

第71号議案 加須市手数料条例等の一部を改正する条例

(1) 趣 旨 長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、建築を伴

わなない場合における長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査に係る手数料を定めるとともに、規定の整備をすること。

- (2) 件名
 ア 加須市手数料条例の一部改正（第1条による改正）
 イ 加須市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正（第2条による改正）
- (3) 内容
 ア 条文中に引用する建築基準法の項ずれに伴う規定の整備をすること。
 （（2）ア関係）
 イ 長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査に係る手数料を次のとおり定めること。（（2）ア関係）

手数料を徴収する事項			手数料の額	
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書(いづれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する基準に適合しているものに限る。)が提出された場合	一戸建ての住宅	新築の場合	1件につき 8,000円
			増築又は改築の場合	1件につき 13,000円
			建築を伴わない場合	1件につき <u>13,000円</u>
		共同住宅等	新築の場合	1件につき 17,000円
			増築又は改築の場合	1件につき 25,000円
			建築を伴わない場合	1件につき <u>25,000円</u>
	その他の場合	一戸建ての住宅	新築の場合	1件につき 57,000円
			増築又は改築の場合	1件につき 85,000円
			建築を伴わない場合	1件につき <u>85,000円</u>
		共同住宅等	新築の場合	1件につき 127,000円
			増築又は改築の場合	1件につき 194,000円
			建築を伴わない場合	1件につき <u>194,000円</u>

ウ 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料について、同計画の認定単位が住棟評価に一本化されたことに伴う規定の整備をすること。（（2）ア関係）

エ 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料について、登録住宅性能評価機関が作成した適合証を添えて申請された場合に係る経過措置の規定を削ること。（（2）イ関係）

オ 令和4年10月1日から施行すること。ただし、アについては公布の日から、エについては令和5年2月20日から施行すること。

第72号議案 埼玉東部消防組合の規約変更について

(1) 趣 旨 埼玉東部消防組合の経費の支弁の方法を変更することに伴い、埼玉東部消防組合規約を変更することについて協議すること。

(2) 内 容 次の事項について協議を行うこと。

ア 組合市町の負担金の負担割合を次のとおり定めること。

経費の区分		経費の内容	負担割合
共通経費		単独経費以外の組合の運営に係る経費	当該会計年度の直近前3年平均の普通地方交付税に係る消防費基準財政需要額の割合とする。
単独経費	土地取得	庁舎等消防施設整備のための土地取得に必要な経費	所在市町の負担により当該市町が事業執行する。
	庁舎建設	庁舎等消防施設の建設に必要な経費(消防局機能施設を除く。)	所在市町の負担により組合が事業執行する。
	庁舎大規模改修	庁舎等消防施設の大規模改修に必要な経費(消防局機能施設を除く。)	所在市町の負担により組合が事業執行する。
	防火水槽	防火水槽の改修及び維持管理等に必要な経費	当該防火水槽が所在する市町の負担により組合が事業執行する。
	防火クラブ等	防火クラブ等の運営に必要な経費	当該防火クラブ等が所在する市町の負担により組合が事業執行する。
	その他必要な事業等	その他市町の事情により実施する事業に必要な経費	当該市町の負担により組合が事業執行する。

イ 令和5年4月1日から施行すること。

第73号議案 市道路線の認定について

(1) 趣 旨 開発行為に伴い再編成される道路を市道として管理するため認定すること。

(2) 内 容 市道4182号線

第74号議案 市道路線の廃止について

(1) 趣 旨 開発行為に伴い不用路線となる道路を廃止すること。

(2) 内 容 市道4169号線ほか4路線

第75号議案 令和3年度加須市一般会計歳入歳出決算の認定について

-
- 第76号議案 令和3年度加須市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
-
- 第77号議案 令和3年度加須市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
-
- 第78号議案 令和3年度加須市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
-
- 第79号議案 令和3年度加須市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
-
- 第80号議案 令和3年度加須市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
-
- 第81号議案 令和3年度加須都市計画事業野中土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
-
- 第82号議案 令和3年度加須都市計画事業栗橋駅西（大利根地区）土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
-
- 第83号議案 令和3年度河野博士育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について
-
- 第84号議案 令和3年度加須市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
-
- 第85号議案 令和3年度加須市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
-

第75号議案から第85号議案までの11議案

(1) 令和3年度加須市各会計歳入歳出決算の認定について

(第75号議案から第83号議案までの9議案)

(単位：千円)

会計名		決算額等		形式収支	実質収支
加須市一般会計		予算現額	52,113,158	6,382,928	5,090,116
		歳入決算額	51,829,876		
		歳出決算額	45,446,948		
特別会計	加須市国民健康保険事業特別会計	予算現額	12,623,101	92,124	92,124
		歳入決算額	12,203,022		
		歳出決算額	12,110,897		
	加須市国民健康保険直営診療所特別会計	予算現額	106,100	30,186	30,186
		歳入決算額	109,988		
		歳出決算額	79,801		
	加須市後期高齢者医療特別会計	予算現額	1,291,300	14,830	14,830
		歳入決算額	1,227,978		
		歳出決算額	1,213,148		
	加須市介護保険事業特別会計	予算現額	10,092,620	374,739	374,739
		歳入決算額	9,935,220		
		歳出決算額	9,560,481		
	加須市農業集落排水事業特別会計	予算現額	660,718	58,858	58,858
		歳入決算額	700,548		
		歳出決算額	641,689		
	加須都市計画事業野中土地区画整理事業特別会計	予算現額	255,619	73,501	38,834
		歳入決算額	272,772		
		歳出決算額	199,271		
	加須都市計画事業栗橋駅西(大利根地区)土地区画整理事業特別会計	予算現額	12,778	4,492	4,492
		歳入決算額	16,321		
		歳出決算額	11,828		
	河野博士育英事業特別会計	予算現額	25,889	287	287
		歳入決算額	25,296		
		歳出決算額	25,009		
小計		予算現額	25,068,125	649,020	614,353
		歳入決算額	24,491,148		
		歳出決算額	23,842,128		
合計		予算現額	77,181,283	7,031,949	5,704,470
		歳入決算額	76,321,025		
		歳出決算額	69,289,076		

※ 端数調整を行っているため、表内が一致しない場合がある。

(2) 令和3年度加須市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（第84号議案）

(単位：千円)

会計名	決算額			差引
加須市水道事業会計	収益的収支	収入決算額	2,872,786	270,724
		支出決算額	2,602,062	
	資本的収支	収入決算額	327,447	▲ 857,581
		支出決算額	1,185,027	

※ 端数調整を行っているため、表内が一致しない場合がある。

(3) 令和3年度加須市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（第85号議案）

(単位：千円)

会計名	決算額			差引
加須市下水道事業会計	収益的収支	収入決算額	1,668,626	94,449
		支出決算額	1,574,177	
	資本的収支	収入決算額	725,470	▲ 682,483
		支出決算額	1,407,954	

※ 端数調整を行っているため、表内が一致しない場合がある。